



「お金あげます」にご用心！！

庄内地域でサクラサイトに関する相談が年代や性別を問わず多くなっております。この消費者トラブルは、お金が無くなっても借金をして続けてしまい、また、自分ではなかなか止めることができない性質になっています。今回はサクラサイトに引っかからないために種類、見分け方などをご紹介します！

サクラサイトとは

サクラサイトとは、サイト業者に雇われた“サクラ”が異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、消費者のさまざまな気持ちを利用して、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払い（現金、電子マネー、クレジット等）を続けさせるサイトを言います。

参考 （独）国民生活センター

種類（大まかなものになります。厳密にこのような分類があるわけではありません。）

・出会い系サイト型

出会い系サイトに誘導し、恋愛感情を利用して異性とやり取りをしていると思わせて課金させる。相手はサイト業者が用意したサクラであるというパターン。

・お金あげます型

何らかの企画やお金持ち、令嬢などを装い、「高額な金銭が当選した」「遺産をもらってほしい」「話し相手になってくれればお金をあげる」などと言い、有料のメール交換サイトへ誘導し、サイト利用料やお金を受け取るための手数料と言って金銭を支払わせるというパターン。 **お金を受け取れることは決してありません！**

・有名人が間違って連絡型

SMSなどに有名人を名乗って「この前はありがとう」などと連絡が来る。そこに「間違いじゃないですか？」などと反応すると、「こうやって知り合ったのも何かの縁だから連絡を取り合おう」と言われて有料のメール交換サイトに誘導されるパターン。断ると、マネージャーを名乗る者からも連絡が来て、「最近、落ち込んでいるようだから話し相手になって欲しい」などと言われる。

・占いサイト型

無料の占いであるという広告を見て登録するが、無料であるのは最初のみで、占い師を名乗る者たちとやり取りするためにお金がかかるというパターン。占い師たちは「幸せになるために」と意味のない文言を有料のメールで送るように言い、「お金がない」「やめたい」と言うと「終わりは見えている」「ここでやめると反動がある」などと言ってメールを続けさせようとする。

トラブルにあわないために

- 有名人が間違っただけで連絡してきたり、資産家がお金をあげるなどと言ってきたりということはありません。
- 「文字化け解除料がかかる」や「お金を振り込むためにお金がかかる」などと言われた場合は、詐欺を疑いましょう！
- 一度引っかけってしまうと一人でやめることは困難です。周りの人が気づいた場合、すぐに消費生活センターに相談、紹介をお願いします。

(独)国民生活センターでサクラサイト商法のことを特集しています。↓
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sakurasite.html



消費者トラブルにあった場合は消費者ホットライン『188』、
土日祝日は警察『#9110』までお電話下さい。



消費生活無料法律相談会開催日



・3月11日(水) [午後1時30分から
午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。2日前までにお電話下さい。



～消費者生活出前講座のご案内～



庄内消費生活センターでは、悪質商法・架空請求・契約トラブルなどの被害未然防止や消費生活に関する知識の普及・向上を図るための出前講座を開催しています。講師が出向き、最近の事例を交えながら、トラブルの対処方法等について説明します。

講座に関するお問い合わせ・お申し込み専用 TEL:0235-66-5453

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁1階)
《開設時間》午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》0235-66-5451

☆消費者ホットライン(188)もご利用下さい☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452

